

# 令和6年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目)令和6年5月1日 午後1時30分開議

中嶋 事務局長	<p>失礼いたします。</p> <p>本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。</p> <p>本日の出席議員中、木村議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。</p> <p>木村議員、議長席にお着き願います。</p> <p>(臨時議長 木村議員、自席から議長席へ移動)</p>
臨時議長 (木村議員)	<p>お疲れさまでございます。</p> <p>ただいま紹介いただきました木村慶五でございます。今期、3期目を迎えることになりました。皆さま方よろしくお願ひ申し上げます。</p>
々	<p>規定によりまして臨時に議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。では、座って進めさせていただきます。</p>
々	<p>それでは、これより令和6年第2回川本町議会臨時会の開会いたします。</p> <p>ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>それでは、ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お配りしているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席は、ただいま着席の議席といたします。</p>
々	<p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>議員の皆様は、大会議室へ移動をお願いいたします。</p> <p>(午後1時32分)</p> <p>(全議員、議場より大会議室へ移動)</p>

臨時議長  
(木村議員)

会議を再開いたします。

(午後1時37分)

々 日程第2、「議長の選挙」を行います。

々 選挙は、投票により行います。  
議場を閉鎖いたします。確認願います。

(事務局長、議場を閉鎖する)

々 ただいまの出席議員数は、9名であります。

々 次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番中平議員、4番本山議員を指名いたします。

々 投票用紙を配りますので、しばらくお待ちください。  
(事務局長、投票用紙を全議員に配布)

々 念のため申し上げます。  
投票は、単記無記名です。白票は無効といたします。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
「配付漏れなし」と認めます。

々 投票箱を点検します。  
(事務局長、投票箱を開いて全員に示す)  
「異常なし」と認めます。

々 ただいまから、投票を行います。  
それでは、1番飯田議員から議席順に投票願います。  
よろしく願います。

(1番議員から9番議員、順次投票中。臨時議長(6番)は最後に投票)

々 投票漏れはありませんか。(議員対応状況確認)  
(「ありません」の声あり)  
「投票漏れなし」と認めます。

臨時議長  
(木村議員)

投票は終わります。

々

それでは、開票を行います。  
3番中平議員、4番本山議員は、開票の立会をお願いいたします。

(開票作業中：発言席で開票中)

々

暫時休憩をお願いいたします。(午後1時43分)

(事務局長は「開票集計票」を作成して臨時議長に渡す)

々

会議を再開いたします。(午後1時44分)

々

選挙の結果を報告いたします。  
投票総数9票のうち有効投票7票。無効投票2票。

々

有効投票のうち、植田議員 7票。  
以上のとおりです。

々

この選挙の法定得票数は2票であります。よって植田議員は議長に当選されました。  
ここで、議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場を開鎖する)

々

ただいま、議長に当選された植田議員に、会議規則第32条第2項の規定  
よって当選の告知をいたします。

々

当選人から当選の承諾及びあいさつを登壇のうえお願いいたします。

(8番植田議員 自席から登壇、承諾並びに当選あいさつ)

8番  
植田議員

ただいまの議長選挙において、当選をさせていただきました。ありがとうございました。  
ございました。公平・公正は勿論のこと、秩序ある議会運営に努めさせていただきます。  
よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

臨時議長  
(木村議員) これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

々 ここで、暫時休憩いたします。  
ご着席のまま、しばらくお待ちください。 (午後1時47分)

(臨時議長 木村議員は自席へ、新議長 植田議員は議長席へ着席)

新議長  
(植田議員) 会議を再開します。 (午後1時48分)  
議事日程を追加します。  
追加議事日程は、お配りしているとおりです。

々 日程第1、「議席の指定」を行います。  
議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元の議席表により指定します。

々 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして、1番飯田議員、2番杉本議員を指名します。

々 日程第3「会期の決定」の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

々 お諮りします。本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。



議 長

(「ありません」の声あり)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

々

それでは、開票を行います。

5番高良議員、7番石川議員は、開票の立会をお願いします。

(開票作業中：発言席で開票中)

(事務局長は「開票集計票」を作成して議長に渡す)

々

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、うち有効投票9票、無効投票0票。

々

有効投票のうち、本山議員 5票、木村議員 4票。

以上のとおりです。

々

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって本山議員が副議長に当選されました。

々

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場を開鎖する)

々

ただいま、副議長に当選された本山議員に、会議規則第32条第2項の規定よって当選の告知をします。

々

当選人から当選の承諾及びあいさつを登壇のうえお願いします。

(4番本山議員 自席から登壇、承諾並びに当選あいさつ)

4番  
本山議員

失礼いたします。先ほどは議員各位、多数のご推挙により副議長に選任をいただきました。身に余る光栄でございます。心から御礼を申し上げます。議長の補佐役として町民の皆様の負託に応えることができるよう、誠心誠意その職務を全うする所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。



議 長 以上のとおり選任されましたので報告します。

々 次に、日程第7、「邑智郡総合事務組合議会議員の選挙」を行います。

々 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。

々 お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

々 邑智郡総合事務組合議会議員に、3番中平議員、4番本山議員、6番木村議員、9番植田を指名します。

々 お諮りします。ただいま指名しました方を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。

よって、3番中平議員、4番本山議員、6番木村議員、9番植田が当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

々 次に、日程第8「江津邑智消防組合議会議員の選挙」を行います。

々 お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。
- 々 お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定しました。
- 々 江津邑智消防組合議会議員に、8番飯田議員、9番植田を指名します。
- 々 お諮りします。ただいま指名しました方を当選人と定めることに、ご異議  
ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。  
よって、8番飯田議員、9番植田が当選されましたので、会議規則第32  
条第2項の規定により当選の告知をします。
- 々 次に、日程第9、「邑智郡病院組合議会議員の選挙」を行います。
- 々 お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項  
の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありま  
せんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。
- 々 お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定しました。

- 議 長 邑智郡病院組合議会議員に5番高良議員、7番石川議員、9番植田を指名  
します。
- 々 お諮りします。ただいま指名しました方を当選人と定めることに、ご異議  
ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。  
よって、5番高良議員、7番石川議員、9番植田が当選されましたので、  
会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。
- 々 次に、日程第10「広報発行対策特別委員会の設置」の件から、日程第1  
2「活性化対策特別委員会の設置」の件までを一括議題とします。
- 々 お諮りします。本件については、委員5人で構成する「広報発行対策調査  
特別委員会」、委員9人で構成する「江の川水防対策調査特別委員会」、同  
じく委員9人で構成する「活性化対策特別委員会」を設置し、これに付託の  
うえ、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思いま  
すが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。
- 々 お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につしま  
しては、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配りま  
した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。  
よって、特別委員会の委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定  
しました。
- 々 正副委員長を互選していただいておりますので、互選の結果を報告します。  
広報発行対策調査特別委員会委員長に、4番本山議員、副委員長に、3番  
中平議員。江の川水防対策調査特別委員会委員長に、9番植田、副委員長に、

議 長 4 番本山議員。活性化対策特別委員会委員長に、9 番植田、副委員長に、4 番本山議員。

以上のおおりに選任されましたので報告します。

々 次に、日程第 13「議会改革特別委員会の設置」の件を議題とします。

々 本件については、この度の任期から引き上げとなる議員報酬について議論した際、前任期の議員が設置を求めたものであります。

議員のなり手対策は、議員報酬の見直しだけにとどまらず、多様な人材が参画するための環境整備が必要であります。また、議会の機能強化を図り、議会力の向上に努めること、住民への説明責任を果たしたうえで、議会の魅力をより多くの方に知ってもらうための取り組みも併せて行う必要があります。これらのことを調査、研究することを目的として、特別委員会を設置するものであります。

委員は定数 5 人で構成し、付託のうえ、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

々 本件について、質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決を行います。

この採決は挙手により行います。

々 議会改革特別委員会の設置に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、委員 5 人で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

々 お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、川本町議会委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、議長に

議 長

において指名することになっております。

1 番飯田議員、2 番杉本議員、3 番中平議員、4 番本山議員、6 番木村議員の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の委員は、1 番飯田議員、2 番杉本議員、3 番中平議員、4 番本山議員、6 番木村議員の5人を指名することに決定しました。

々

正副委員長の互選のため、ここで、暫時休憩します。

(午後) 3時15分から再開したいと思いますので、委員の皆さん大会議室の方で互選をお願いいたします。 (午後2時59分)

(議会改革特別委員会委員5人 議場より大会議室へ移動)

(町長、副町長、教育長以下、執行部全員入場し自席につく)

(再開前に、執行部の皆さんにお知らせします。

先ほど行われた選挙において、私、植田が議長に、副議長に本山議員が選任されました。議会構成はお手元の資料のとおりであります。二元代表制の一翼を担う議会として、熟議を重ね、町民の負託に応えられる議会運営を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。)

議 長

会議を再開します。 (午後3時15分)

々

はじめに、執行部、藤田副町長より体調不良のため、欠席届が出ておりますので報告します。

々

次に、議会改革特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に、4 番本山議員、副委員長に、2 番杉本議員。

以上のとおり選任されましたので報告します。

々

ここで、町長より発言を求められていますので、これを許可します。

番外野坂町長。

番外  
野坂町長

本日、令和6年第2回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。皆さま方におかれましては、先に行われました川本町議会議員選挙において、めでたくご当選の栄に浴されました。ここに執行部そして町民を代表いたしまして、心からお慶びを申し上げます。

もとより議会と執行部は議会制民主主義を体現する二元代表制のもとで、それぞれの立場から議論を尽くす事が求められております。その上で地方自治の本旨であります町民福祉の増進、更には町政の発展に向けて共に手を携えて取り組んでまいりたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、町の人口に関しまして、4月には少し戻りはしましたが、例年年間でもっとも顕著に現象が統計に表れる3月末には大台の3千人割れという厳しい現実を突きつけられたところです。直面している人口減少という喫緊の課題への対策に今年度は更に力を注いでまいる所存ですので、皆様には一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日、ご提案申し上げます案件は専決処分に関するものが2件、財産の取得に関するものが1件でございます。議員の皆様には何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

次に、日程第14「議案第39号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」及び、日程第15「議案第40号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を一括議題とします。

々

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外櫻本町民生活課長。

番外櫻本町  
民生活課長

「議案第39号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

専決処分の事項は、「川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」で、専決処分年月日は、令和6年3月31日です。

専決処分の理由及び改正概要については、44ページの資料にてご説明します。まず、専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行となることに伴い、川本町税

番外櫻本町  
民生活課長

条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行させる必要があったためです。主な改正の概要は、個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の新設で、本条例の附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7、附則第7条の8の箇所となります。この定額減税は、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を実施するもので、概要につきましては、次のページ、別紙参考資料「個人住民税の定額減税について」で、ご説明いたします。

まず、対象となる方は前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者です。減税額は本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円となっております。徴収方法は図にお示しておりますが、給与所得に関わる特別徴収の方は令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均<sup>なら</sup>されます。普通徴収の方は、定額減税前の税額をもとに算出された第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。公的年金等に係る特別徴収の方には、定額減税前の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。なお、この定額減税で減税しきれない場合は、別途調整給付金として支給されます。

以上が、主な改正概要ですが、その他、地方税法等の改正により所要の改正を行っております。

最後に、施行期日等としまして、附則において施行期日及び町民税並びに固定資産税に関する経過措置を規定しております。

説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

々

続きまして、「議案第40号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

専決処分の事項は、「川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」で、専決処分年月日は、令和6年3月31日です。

それでは、8ページからの資料にてご説明いたします。

まず、専決処分の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、令和6年3月30日にそれぞれ

番外櫻本町  
民生活課長

れ公布され、原則として同年4月1日から施行となることに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行させる必要があったためです。

改正の概要については、まず、第2条において、課税限度額の引き上げとして、後期高齢者支援金等課税額が22万円から24万円に引き上げられており、中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引き上げとなっております。第20条において、経済動向等をふまえ軽減判定所得の見直しがされており、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減基準額については29万円から29万5千円に、2割軽減基準額については、53万5千円から54万5千円に引き上げられております。

なお、7割軽減基準額については、改正はありません。

10ページには、図に示したものを掲載しておりますので、お読み取りいただければと思います。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行としております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

「議案第39号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」、これより討論を行います。

討論はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより、採決に入ります。

この採決は、挙手により行います。

「議案第39号」を承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

よって、「議案第39号」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 「議案第40号、専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」、これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、採決に入ります。  
この採決は、挙手により行います。  
「議案第40号」を承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第40号」は、原案のとおり承認することに決定しました。

々 次に、日程第16「議案第41号、財産の取得について《令和6年度町単  
独事業 コミュニティバス整備事業》」の件を議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。  
番外坂根教育課長。

番外坂根教 育課長 「議案第41号、財産の取得について」、ご説明をいたします。本議案は、令和6年度町単独事業コミュニティバス整備事業として、老朽化したコミュニティバスに替えて、新たな車両を導入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得の目的は、老朽化したコミュニティバスの更新により、児童生徒の通学手段及び地域交通の利便性の確保に努めるためです。

取得の品名及び数量は、ディーゼル マイクロバス1台です。この車両に、コミュニティバスの装備品であります行き先表示、音声装置、運賃箱等を取り付けるものでございます。取得の方法は指名競争入札。取得の金額は、13,338,160円でございます。取得の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下1417番地、本山自動車整備有限公司(代表取締役) 本山廣幸氏もとやまひろゆきでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

議 長                    これより質疑を行います。  
                             質疑はありませんか。6番木村議員。

6番  
木村議員                ちょっと外れるかもわかりませんが、車のラッピング等の関係についてど  
                             のようにお考えか教えてください。

議 長                    番外坂根教育課長。

番外坂根教  
育課長                   ラッピングにつきましては、近年購入したバスが、白地に「かわもと」と  
                             いうふうに、文字で大きく書いてあるものを使っております。今回のものも  
                             できるだけ同じような形に揃えたいなというふうに現時点では思っておりま  
                             す。

議 長                    よろしいですか。  
                             (「はい」の声あり)  
                             他ありませんか。  
                             (「ありません」の声あり)  
                             質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々                        これより討論を行います。討論ありませんか。  
                             (「ありません」の声あり)  
                             討論なしと認めます。討論を終結します。

々                        これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
                             「議案第41号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々                        挙手「全員」であります。  
                             よって、「議案第41号」は、原案のとおり可決されました。

々                        ここで、追加議案の申し出がありますので、議会運営委員会で審議してい  
                             ただくため、暫時休憩します。  
                             委員の皆さんは、大会議室にお集まりください。                    (午後3時32分)

                             (追加議案審議のため議会運営委員会委員・議案提出者等議場より大会議室  
                             へ移動)

議 長 会議を再開します。 (午後3時40分)

々 先ほど、1件の追加議案が提出されました。  
議会運営委員会で審議された結果、追加日程第1として、「議案第42号、  
監査委員の選任について」を議事日程に追加し、直ちに議題とすることにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

々 追加日程第1、「議案第42号、監査委員の選任について」の件を議題と  
します。

地方自治法第117条の規定により、3番中平議員の退場を求めます。

(3番中平議員、自席より、議場退場)

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外 野坂町長 それでは、「議案第42号」について、ご説明いたします。  
監査委員の選任について。下記の者を川本町監査委員に選任したいので、地  
方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。  
住所、島根県邑智郡川本町大字因原81番地1。氏名、中平茂明氏。生年月  
日、昭和33年7月1日生まれ。

以上、よろしくご同意いただきますようお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

議 長 「議案第42号」に同意することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

よって、「議案第42号」は、「同意」することに決定しました。

々 それでは、中平議員の除斥を解除し、入場を求めます。

(3番中平議員、議場入場)

議 長 中平議員にお知らせします。

監査委員の選任については、「全会一致で同意」することに決定しましたので、お知らせします。

々 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本会議を閉じます。

々 これをもちまして、令和6年第2回川本町議会臨時会を閉会します。

(午後3時43分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容におい

て、正確である旨を証するためここに署名する。

川本町議会臨時議長

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員